

平成 22 年 7 月 9 日

東京二十三区清掃一部事務組合

## 水銀混入ごみによる光が丘清掃工場 1 号及び 2 号炉の停止について

光が丘清掃工場で、1 号及び 2 号炉の排ガス中水銀濃度が上昇し、自己管理値 ( $0.05 \text{ mg} / \text{m}^3 \text{N}$ ) を超えたため、直ちに焼却炉を停止しました。

この原因は、不適正なごみ(清掃工場の排ガス処理能力を超えた量の水銀を含むごみ)が工場に搬入されたことによるものです。

今回の事例は、足立清掃工場及び板橋清掃工場で発生した水銀混入ごみによる焼却炉停止に引き続くものです。このような事例が続くと、二十三区の清掃事業に重大な支障を来たします。

区民、事業者の皆様におかれましては、適正なごみの出し方に従い排出されるようお願いいたします。

なお、排ガス中の水銀濃度が一時的に自己管理値( $0.05 \text{ mg} / \text{m}^3 \text{N}$ )を超えることがあっても、直ちに周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

経緯及び今後の見通しについては下記のとおりです。

### 記

- 1 発生日 平成 22 年 7 月 8 日(木)
- 2 発生場所 光が丘清掃工場 1 号及び 2 号炉
- 3 経緯 7 月 8 日(木) 22 時 00 分 2 号炉煙突入口水銀濃度自己管理値超過  
22 時 55 分 2 号炉停止操作開始  
23 時 00 分 1 号炉煙突入口水銀濃度自己管理値超過  
23 時 55 分 1 号炉停止操作開始

#### 4 現状と今後の見通し、対応

- (1) 公害防止設備の調査には 10 日間程度必要です。
- (2) 点検結果に異常がなければ、1 号及び 2 号炉を立ち上げていきます。

#### 5 不適正ごみの搬入防止

プラント設備の機能などを脅かす不適正なごみの搬入防止に向けて、当組合は各区と連携して対策を講じていきます。

排ガス中の水銀に関して法律による排出基準はありませんが、当組合の清掃工場の多くは工場操業協定に基づく自己規制値( $0.05 \text{ mg} / \text{m}^3 \text{N}$ )の遵守を徹底しています。光が丘清掃工場は自己管理値( $0.05 \text{ mg} / \text{m}^3 \text{N}$ )を定めて同様の水準で管理しています。

問い合わせ先

施設管理部

大塚・塚越

電話 6238 - 0741